

令和7年度 高知県地域教育振興支援事業実施基準

1 補助対象事業について

(1) 以下の条件を満たす取組を補助対象事業とする。

第3期教育等の振興に関する施策の大綱及び第4期高知県教育振興基本計画に定められた基本目標に沿った取組

(2) 事業において設定する各事業の指標は、第3期教育等の振興に関する施策の大綱及び第4期高知県教育振興基本計画に定められた施策における指標を参酌(※)する取組を補助対象とする。

※参酌例…県の教育大綱等において「Aを令和7年度にB%とする」という指標を参酌する場合、市町村の各申請事業において「A」についてのKPI・指標の設定は必須であるが、「B%」という数値部分は各市町村での判断で設定可能(数値まで合わせることは要件としない)。

※各申請事業において各市町村独自の指標・KPIを設定することも可能であるが、その場合、以下のことを要件とする。

(i) 独自の指標・KPIが、どのように県の教育大綱等の内容を参酌したものかの説明を申請の際に添えていただく。

(ii) 市町村が申請している各事業において、独自に設定した指標・KPIの数が、県の教育大綱等の指標・KPIを参酌した指標・KPIの数を上回らない。

(例) 市町村独自の指標・KPIを3つ設定する場合、県の教育大綱等において設定される指標・KPIを3つ以上参酌していただく。

(3) 中長期的な見通しを持ち、PDCAサイクルを意識した取組を補助対象とする。また、前年度と事業内容が同じ場合は、前年度に設定した指標を達成しない場合(見込みも含む。)は事業内容を見直すとともに、教育効果を検証のうえ、改善方策を提出することを必須とする。

(4) 国、県、団体等が所管する他の補助金等の財政支援を得ることができる事業は対象としない。

ただし、他の補助金等を活用することができない特別な事情がある場合はこの限りでない。

また、市町村が上乗せして事業を行う場合は、上乗せ分について補助対象となる場合がある。

2 個別事業の取り扱いについて

(1) 以下の取組については補助対象としない。

- ・ 児童・生徒の学力又は体力の到達度を把握するための調査に係る経費
- ・ 各種検定（算数、数学、英語、漢字等）
- ・ 児童・生徒の学校生活における満足度や意欲、自己認識等を把握するためのアンケート、調査等に係る経費
- ・ 放課後等児童生徒の学習支援に係る支援員
- ・ 学校図書館支援員
- ・ 教員の多忙化解消に係る支援員（教員業務支援員を含む。）
- ・ 外国語活動に係る支援員（ALTを含む。）
- ・ 学校運営協議会委員への報償に係る経費
- ・ 副読本作成に係る経費
- ・ 特定のイベントや行事などの広報に係る経費
- ・ 備品購入（各市町村等の規程等で備品として取り扱うべきもの）
- ・ 学校図書館図書及び新聞配備に係る経費
- ・ 負担金、補助金又は交付金となるもの
- ・ 県外への先進地視察に係る経費
- ・ 県費負担教職員の旅費（市町村等の主体的判断で実施する研修等に係るものを除く。）
- ・ 定例的な学校行事に関する経費
- ・ 部活動の実施にあたっての移動に係る経費

(2) 会計年度任用職員に係る補助の取り扱いについて

報酬、期末・勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）及び通勤手当相当分の旅費を補助対象とする。

(3) 特別支援教育支援員について

事業実施年度に配置する支援員の人件費に相当する額から、次の①と②とを合算した額を減じた額を補助対象額とする。

① 各市町村の小学校数(分校含む。)×4,242 千円

② 各市町村の中学校数(分校含む。)×2,410 千円

(4) 情報通信技術支援員（ICT支援員）について

4校に1人の割合を超えて配置する場合に補助対象とする。

各市町村の小中学校数（分校含む。）÷4

例：10校の場合 $10 \div 4 = 3$ （端数切り上げ）→4人目から補助対象

(5) 需用費

印刷製本費のみ補助対象とする。

(6) 役務費

通信運搬費（家庭学習のための貸し出し用ルーターに関する経費を除く。）は補助対象としない。

(7) 委託料

補助対象経費のうち、性質上、委託料で支払うことが必要であると認められる場合は補助対象とする。

3 補助対象期間について

補助対象とする事業期間は、単年度とする。